

○取締役等の会社に対する損害賠償責任の一部免除とは

事 例

当社では、取締役が多額の損害賠償責任をおそれて業務執行が萎縮しないよう、また、社外役員の招聘を容易にするために、取締役等の会社に対する損害賠償責任の一部を免除できるようにしたいと考えています。この一部免除はどのようなもので、実際に一部免除をするにはどのような方法によるのでしょうか。

ポイント

責任の一部免除の制度 取締役等の会社に対する任務懈怠責任について、取締役が行うにつき善意・無重過失であった場合に、賠償額の一部を免除する制度

◇自己のために会社と利益相反取引（直接取引）を行った取締役の責任は、一部免除の対象となりません。

責任の一部免除の方法 次の3つの方法がある

- ① 株主総会の特別決議による方法
- ② 定款規定に基づく取締役会決議（取締役会非設置会社では、取締役以外の取締役の過半数の同意）による方法
- ③ 定款規定に基づく責任限定契約締結による方法

◇②の方法は、取締役2名以上の監査役設置会社と委員会設置会社ができる方法です。

◇③の方法は、社外取締役等の場合に限りです。

◇一部免除後に退職慰労金を支給する場合は、別途株主総会決議が必要です。

○役員給与における事前確定届出給与とは

事 例

弊社では、役員（みなし役員もいます。）に対して、毎月の給与以外に手当を支給したいのですが、税務上の取扱いはどうなりますか。また、支給時期が予定より遅れた場合、どのように扱われますか。

ポイント

原則 臨時給与は原則として損金不算入となる

◇特定の月だけに支給した手当は、臨時給与とされます。

事前確定届出給与 定期同額給与以外に臨時給与を支給する場合、事前届出しておけば、届け出た臨時給与も損金に算入される

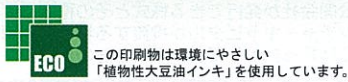
◇同族会社以外の法人が、定期給与を支給しない役員に対しては、届け出る必要はありません。

税務署長へ届出 届け出る書類は「事前確定届出給与に関する届出書」

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 本総務本部 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号



★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。
 ●法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
 ●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
 ●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本 (B5判縮小)

実務解説

総株主の同意がなくても、取締役等の会社に対する任務懈怠責任は、一部を免除することができる場合があります。

責任の一部免除の制度

取締役等の会社に対する責任は、総株主の同意がないと免除できません（会社法424・120⑤・462③）。

ただし、任務懈怠責任（会社法423①）については、取締役等が職務を行うにつき善意・無重過失であった場合、以下3つの方法で、賠償額の一部を免除することができます。

定款規定+取締役会決議

2つ目は、定款規定に基づく取締役会決議（取締役会非設置会社では、責任を負う取締役以外の取締役の過半数の同意）による方法で、やはり、「最低責任限度額」を超える額について免除が可能です（会社法426③）。

ただし、一部免除の決議（同意）を行った場合は、遅滞なく、株主に対して1か月以内に異議を述べることができる旨通知し（公開会社では、公告でも可）、総株主の議決権の100分の3以上を有する株主が異議を述べたときは、一部免除ができなくなります（会社法426③～⑤）。

○所在不明の株主の株式を処分したいときは

事 例

当社には、所在不明の株主があり、当該株主に宛てた通知・催告がここ何年も届かない状況が続いています。先日、所在不明の株主の株式を会社が処分することができると聞きましたが、これは可能でしょうか。可能な場合、当社はどのように手続を進めればよいのでしょうか。

ポイント

株式処分決議 会社は、所在不明株主の株式を処分する旨の決定を行う

◇取締役会設置会社では当該決定は取締役会決議で行います。

【参考書式】取締役会議事録

第○号議案 所在不明株主の株式処分の件

議長は、下記の株式について、その株主に対する通知及びその質権者に対する催告が継続して5年以上不到達であり、かつ、当該株式にかかる利息、利益の受領が5年間継続してなされていない旨を説明し、当該株式を競売により処分したい旨を提案し、その賛否を議場に諮ったところ、全員一致をもってこれを承認可決した。

記

1 株主名簿上の株主の氏名及び住所
住 所 東京都...

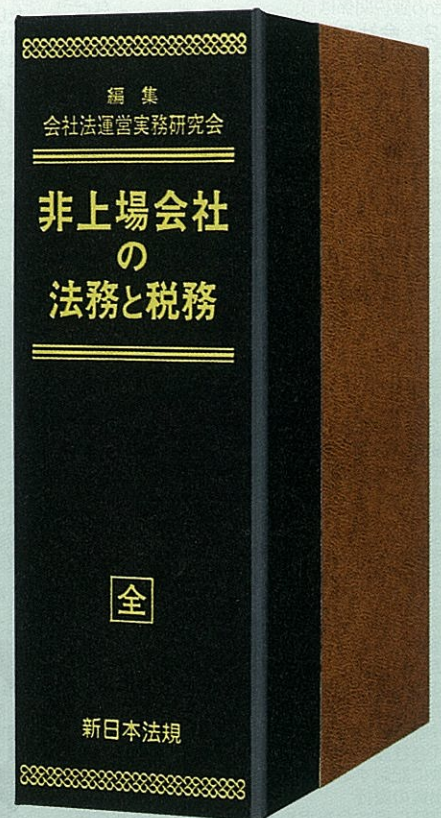


非上場会社の法務と税務

編集 会社法運営実務研究会
 【代表】内藤 良祐（弁護士）

あらゆる非上場会社の
 会社運営上の問題を
 わかりやすく解説！

- ◆ **要点がすぐわかる！**
各設例に掲げた「ポイント」を確認することで、手続の流れや事務処理の要点がすぐに理解できます。
- ◆ **簡明な解説！**
非上場会社の大部分を占める中小会社を中心に、会社運営上必須の問題から複雑・高度なものまで簡潔に解説しています。また、関連する税務問題もとり上げています。
- ◆ **文例・書式例を数多く収載！**
株主総会議事録や登記申請書など、会社の運営に必要な書類を豊富に収載しています。



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,530頁
 定価12,100円（本体11,000円）送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。（特許第3400925号）

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

